

商工こすど かわら版

第237号
小須戸
商工会



「協会けんぽ」令和二年度の 保険料率の確定について

全国健康保険協会「協会けんぽ」の令和二年度の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	令和2年 3月分から (4月納付分)	《参考》 令和2年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険者に該当しない場合 (40歳未満、65歳以上～74歳未満)	<u>9.58%</u> (△0.05%)	9.63%
介護保険第2号被保険者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	<u>11.37%</u> (+0.01%)	11.36%

まもなく令和元年年分 確定申告・納付期限です

まもなく所得税・消費税の確定申告・納付期限となります。お済みでない方はお急ぎください。

なお、コロナウィルスの影響で申告・納付期限が延期になる可能性があります。

・所得税

令和二年三月十六日(月)

・個人事業者の消費税、地方消費税

令和二年三月三十一日(火)

※振替納税ご利用の場合、所得税の

消費税の納税資金の 準備は進んでいますか？

振替日は四月二十一日(火)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十三日(木)です。

国税庁から昨年十月に消費税率が一〇％に引き上げられたことによる消費税の納税資金の計画的積み立てにかかるお知らせです。

過去の消費税引き上げ時にも、納税資金の不足が原因と思われる滞納

が増加していることから、消費税申告時において、例年よりも多くの税額が発生し、納税資金が不足することが予想されます。

課税事業者の方は、計画的な納税資金の準備をしていただくよう、お願いいたします。

令和二年四月一日から

「雇用保険料」の納付対象者が「全員」となります

従業員の雇用条件が、①継続して三十一日以上、②週二十時間以上、働く人が加入対象となっている雇用保険ですが、令和二年四月一日から「雇用保険料」の納付対象者が雇用保険加入者「全員」となります。

【現行】

六十五歳以上の労働者も雇用保険の対象となっており、経過措置として、平成二十九年一月一日から令和二年三月三十一日までの間は、高齢労働者（保険年度の四月一日において満六十四歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者と

なっている方）に関する雇用保険料は免除されてきました。

【令和二年四月一日以降】

六十五歳以上の高齢者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。雇用保険料を徴収する際はご注意ください。

「労働保険」年度更新手続きの 準備を！

準備を！

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所におかれましては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための「年度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額、建設業等の労働保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。今月末が年度末となりますので、関係書類（従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」の関係書類は、

令和二年四月一日から

「働き方」が変わります！

月末に商工会より送付いたします。
二〇一九年四月から年次有給休暇を毎年、五日以上取得することが義務付けられるなど、働き方改革関連法が順次施行されています。令和二年四月一日からは中小企業でも、「時間外労働」の上限規制の導入、雇用形態の違いによる不合理な待遇差が禁止となります。

【時間外労働の上限規制導入】

原則	週時間外労働時間		
	月 45 時間	年 360 時間	複数月平均 80 時間以内
臨時	月 100 時間 未滿	年 720 時間	

- ※この日数は休日労働を含みます。
- ※この上限を超えての労働は禁止となります。
- ※「臨時」とは特別な事情がある場合のことであり、その場合も上記が限度となります。

【正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止】
同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者等）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。具体的には、明確な理由がなく、職務内容も正社員と変わらないにもかかわらず、パート・アルバイトというだけで①基本給を少なくする、②賞与を払わない、③通勤手当を払わないなどです。正当な理由なく職種や雇用形態による差別は禁止です。

ものへの補助金の

公募開始が予定されています

国の令和元年度補正予算「ものづくり・商業・サービス補助金の公募が予定されていますのでご案内します。応募要件や応募の型が昨年度から変更になった箇所があります。

【概要】

①中小企業・小規模事業者等が取り組む、新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援、②海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援します。

【対象要件】

認定支援機関の全面バックアップを得た事業者で、次の要件、すべてを満たす計画（二〜五年）を策定・実施

する中小企業なら、誰でも応募できます。

- ①「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）一年率三％及び「経常利益一年率一％の向上を達成
- ②従業員の給与支給総額を年間で、一・五％以上アップさせる
- ③事業場以内最低賃金を地域別最低賃金（新潟県は八三十円）のプラス三十円以上六十円以上に設定する

※補助金採択決定を受けていても要件②、③は達成できなかった際、補助金返還となるため、ご注意ください。

【補助額】

- ①一般型 上限額 一千万円
補助率 1/2（中小）
- ②グローバル展開型（新）
上限額 三千万円
補助率 1/2（中小）
2/3（小規模）

※共同で取り組むことで上限額が引き上がる事業もあります。

【公募期間】

平成三十年年度補正予算の時と異なり、令和元年度補正予算分から通年（年に三〜四回）募集する予定です。詳細は今後わかり次第、随時情報を提供してまいります。第一回の募集は三月上旬〜中旬を予定されています。募集開始から締め切りまで

例年、期間が大変短いため、応募を検討されている事業所は早めのご準備をお願いします。

【その他】

申請書等は、現在まだ用意がありませんが、新潟県中小企業団体中央会のホームページで公開される予定です。
<http://www.chuokai-niigata.or.jp/>

詳しくは商工会までお問い合わせください。

中小企業のための

退職金共済制度を

ご存知ですか

独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）が運営している中退共制度は、昭和三十四年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

毎月の掛金は口座振替で納付でき、加入後の面倒な手続きや事務処理もなく従業員ごとの納付状況、退職金額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。従業員の退職金積み立てにぜひ、ご利用ください。